



SB 36およびAWGハイライト

2012年 5月 21日 月曜日

午前中および 午後、ADP会合期間中ワークショップが開催された。SBI、SBSTA、AWG-LCAの下で多数のコンタクトグループ会合および非公式協議が、一日を通して開催された。

ADP

午前中、ワークショップの開会にあたり、María del Socorro Flores (メキシコ) は、自身がCOP 17議長に代わり、緩和の野心強化に関するADP会合期間中ワークショップの進行役を務めるよう求められたと説明した。同進行役は、決定書 1/CP.17 (行動強化のためのダーバンプラットフォームに関する特別作業部会の設置) に記載するワークショップ開催のマandatを想起し、関連の提出文書 (FCCC/ADP/2012/Misc.1 & Add.1; and FCCC/ADP/2012/Misc.2) に注目した。同進行役は、現在の緩和プレッジは気温上昇を2°C以下に抑えるのに必要とされる排出削減量の約60%に過ぎないと指摘し、ワークショップはこのギャップ縮小のオプションを探る機会であると指摘した。

中国は、インド、サウジアラビア、ニカラグアの支持を受け、「緩和の野心強化」に関するワークショップの主題に懸念を表明し、決定書 1/CP.17を注意深く読む必要があると強調した。同代表は、関連のパラグラフ8は単に緩和だけでなくより幅広い意味での野心に言及すると指摘した。同代表は、ワークショップの報告書では修正し記録するよう要請した。進行役のFloresは中国のコメントが反映されると指摘した。

フィリピンは、サウジアラビアの支持を受け、実施の手段においても、野心を議論することが重要であると強調した。エジプトは、サウジアラビアの支持を受け、ワークショップの範囲の重要性を強調し、実施の手段に関する別なワークショップが必要となる可能性を指摘した。インドは、サウジアラビアの支持を受け、ADP、AWG-LCA、AWG-KPの下で野心に関し行われてきた作業を統合したサマリーを求めた。ボリビアは、LULUCFおよび「ホットエア」クレジットへの懸念を提起し、このような懸念をワークショップ 報告書に反映させるよう要請した。

締約国は、先週開催された、先進国および途上国の緩和に関するAWG-LCA会合期間中ワークショップの報告も聞いた。

ギャップの理解および可能な解決策：UNEPは、2°C目標と現在の各国のプレッジとのギャップを排除しない限り、気温上昇は大幅に高くなると強調した。同代表は、3つの可能な排出経路に焦点を当て、世界の排出量は2020年以前にピークを迎える必要があると指摘した。同代表は、1.5°Cの経路は近未来では類似するが、長期的には排出量を急激に低下させる必要があると説明した。同代表は、ギャップ排除に関し次のものを強調した：エネルギー効率；低排出エネルギーミックス；CO2以外の排出削減の必要性。同代表は、2020年より前に行動を行う緊急性を強調し、2°C目標に合わせ、2020年までに合理的な費用で排出量を削減する技術ポテンシャルが存在すると述べた。

IPCC作業部会 IIIは、再生可能エネルギーに関するIPCC特別報告書記載の低安定化および新しい長期シナリオのプレゼンテーションを行った。同代表は、一つ以上の転換経路が可能であると指摘し、より厳格な緩和が再生可能エネルギーの役割増加と関係すると指摘した。

国際エネルギー機関は、2012年エネルギー技術展望に関する報告書を提出し、次の点を推奨した：エネルギー技術分野の平準化；エネルギー効率ポテンシャルの実現；エネルギーでの発明努力の加速化。

中国は、インドの支持を受け、ワークショップは決定書 1/CP.17記載の表現に基づくべきであり、暫定議題書の表現に基づくべきでないとして指摘し、野心問題に関する広範な議論が必要であると強調した。同代表は、事務局が、ワークショップ第3部で扱うべき問題および主題に関する文書を作成するよう要請した。

ギャップ排除に向けた共同努力：ナウルはAOSIS の立場で発言し、会合期間中ワークショップ、提出文書、交渉結果を含める作業計画の必要性を強調した。

オーストラリアは、自国のクリーンエネルギーの未来パッケージについて説明し、国内行動と国際行動の結び付き強化が必要だと強調した。同代表は特に次の点を求めた：野心に関する毎年のCOP決定書；国内行動の提示；透明性；新しい市場ベースメカニズムの定義および相互学習。

マーシャル諸島は、気候変動と海水面の上昇が自国の安全保障、国家の地位と存続に影響を与えると強調した。同代表は、世界的な転換努力が必要だとし、自国の海洋熱エネルギー転換プロジェクトの詳細を説明した。

ニュージーランドは、次の項目の必要性に焦点を当てた：情報交換；炭素市場の発展；特定部門そして／または地域イニシアティブの採用；協力およびパートナーシップによる新しい緩和技術の利用可能；相互支援の確保。

日本は、特に次の点が必要であると強調した：2050年までの長期目標設定；透明性の向上；2020年の目標または行動のレビューおよび更新；2021年以降の気候体制に向け多様な手法の探求；低炭素開発のための国際協力の約束。

中国は、附属書 I 締約国は京都議定書の目標達成において十分な実績を挙げていないと強調し、これら諸国の排出削減は運輸部門や建築部門など部門別の発明ではなく経済不況によるものであったと発言した。同代表は、議定書の目標を達成した22の附属書締約国のうち12カ国が経済移行国であったと強調した。同代表は次のように結論付けた：先進国は、排出削減の先導をすべきであり、消費による排出量を削減すべきだ；途上国の低炭素開発では、技術、資金、キャパシティビルディングが鍵となる。

ノルウェー、オーストラリア、日本は、京都議定書の不遵守という中国の非難は不正確であると発言した。ノルウェーと日本は、柔軟性メカニズムへの参加も検討に入れるべきだと強調した。

ブラジルは、公平性および野心に関するプレゼンテーションを行い、UNFCCCの内外において、公平性、野心、共通するが差異のある責任の関係を考察する必要があると強調した。同代表は次のように述べた：京都議定書は、特に非森林化および新規植林活動を通し途上国のCDM参加の可能性を高め、緩和を強化するカギである；非附属書 I 締約国の緩和行動は、先進国からどれだけの支援を得られるかにより異なる。

コスタリカは、将来、途上国間の公平性をどう扱うのか質問し、同代表は、中国やブラジル、インドなどの諸国は気候変動と戦うため、一層努力してほしいと強調した。

ブラジルは、実際に発生した過去の責任と予測に基づく将来の責任とを分けて考える必要があると強調した。同代表は、他の社会経済指標に焦点を当てるのではなく、ただ単に「大きな」途上国に目を向け、特定の国を抜き出すことに警戒感を示した。

EUは、野心の規模拡大の連続プロセスについて説明し、次のプロセスが含まれると述べた：ギャップの理解；緩和プレッジの実施と強化；補足性イニシアティブの特定と立ち上げ。同代表は、航空輸送、海上輸送、再生可能エネルギー、REDD+など野心の引き上げが可能な分野を指摘した。

米国は、再生可能エネルギーによるものなど、緩和野心引き上げの国内努力について説明した。同代表は、条約外の努力も特に次の場合に違いをもたらすと提案した：国際民間航空輸送機関(ICAO)および国際海事機関(IMO)における排出量対策の世界枠組策定に向けた更なる努力；非効率な補助金の段階的排除に関するG20合意の拡大化による化石燃料補助金の段階的排除；低排出開発戦略の作成努力に対する支援。



ガンビアはLDCsの立場で発言し、作業計画には短期の活動も含めるよう求め、会合期間中ワークショップも増やすよう求めた。同代表は、附属書 I 締約国に対し、条件性を排除するよう促し、より野心度の高いNAMAsを推奨し、全ての国が低排出開発戦略をとるよう求めた。

RESPONDING TO CLIMATE CHANGE (RTCC)は、国際協力機会に関し、資本の動員、国内および国内小地域での努力、適応に注目するよう求めた。

ICLEI – LOCAL GOVERNMENTS FOR SUSTAINABILITYは、エネルギー消費ならびにスマート技術は都市部に集中していることから、気候問題を「都市化」する必要があると強調した。

気候グループは、国内地方政府から発する指導力の例やベストプラクティスを強調した。

FOREST CARBON PARTNERSHIP FACILITYは、特に、資金について話す前にキャパシティを構築する必要性、民間部門参加の重要性、結果ベースの支払いの規模拡大、規制枠組みの強化などに関する、REDD+諸国の学習事項に焦点を当てた。

気候行動ネットワークは、締約国に対し特に次の点を求めた：先進国が約束した通りの技術および資金の提供；さらなるNAMAsの推進；野心度引き上げ；国際輸送による排出量に関し具体的な措置をとる。

作業計画の次のステップおよび行動：進行役のFloresは、ワークショップの主題を「決定書1/CP.17、8項の野心度引き上げのためのワークショップ」に変更し、緩和のみを対象としていない点を反映させるよう提案した。中国はこれに同意し、この変更を特にワークショップ 報告書に反映させるよう要請した。数カ国の締約国は野心に関するより全体的な方法を歓迎し、事務局がテクニカルペーパーを作成するよう要請した。

AOSISは、早期かつ確固としたADPプロセスが必要だと強調した。EUは、特に野心引き上げのための連続プロセスの立ち上げ、ギャップへの対応を求めた。シンガポールは、ワークショップを「交渉の代わり」にすることに警戒感を示した。コスタリカは、ギャップの規模に関する最新情報を求め、緩和ポテンシャルに関する研究も求めた。中国は、ダーバンプラットフォームの下でのプロセスでは質とスピードが重要であると強調し、AWG-LCAの下では多くの作業が残っていると述べた。ノルウェーは、REDD+に関するイニシアティブ、短命な気候強制力に関するイニシアティブを求めた。

コンタクトグループおよび非公式協議

REDD+ (SBSTA)：午前中の非公式協議において、締約国は、SBSTA結論書草案を審議した。

一部の締約国は、森林モニタリングシステムおよびMRVが広く審議される一方で、森林減少および森林劣化の推進要素の審議はまだ初期段階であると強調し、バランスのとれた形でこれを反映させるよう要請した。一部の締約国は、推進要素を論じる問題をリストに入れるのは時期尚早であると述べた。

締約国は、国内森林モニタリングシステムとMRVに関する草案作成グループでの議論についても報告を受けた。発展はあったが、多数の保留項目があり、一部の締約国の提案はまだ議論もされていないことに焦点があてられた。

SBSTA結論書の改定案が作成され、MRVおよび森林モニタリングシステムに関する草案作成グループは再度会合し、非公式グループに報告する。

その後、締約国は、セーフガードと情報システムに関するガイダンスについて審議した。一部のものは、さらなるガイダンスの必要性を強調した。ある締約国は、LULUCFでの経験および学習事項に基づき、参照レベルの技術評価をするよう提案した。一部の締約国は、REDD+に関する情報を国別報告書および隔年更新報告書に入れるよう提案した。

非公式協議が続けられる。

AWG-LCAコンタクトグループ：午前中のAWG-LCAコンタクトグループ会合で、締約国は、資金供与に関する行動強化の議論を続けた。途上国は、この問題を審議するスピノフグループ設置を支持すると表明し続けたが、先進国は通常これに反対した。

AWG-LCA議長のTayebは、全体の議論を取りまとめた。同議長は、対応措置に関し、一方的貿易措置については更なる審議が必要な問題と特定されたと指摘した。

AWG-LCA議長のTayebは、特別な提案が出されていないことから、条約の仲介者的役割に関する問題では、成果の審議を行うよう締約国に求めた。

適応に関し、同議長は、追加審議が必要であるとされた問題には次の項目が含まれると指摘した：適応資金の適切性、予見可能性、透明性；適応と実施手段とのインターリンク；追加の制度アレンジが必要となる可能性；LDCsではない途上国のための国別適応計画(NAP)プロセス；地域センター；リスク評価、削減、脆弱性。

技術開発と技術移転に関し、AWG-LCA議長のTayebは、次の点に注目した：IPRs；他のアレンジ、特に資金面かニズムとのインターリンク；技術執行委員会(TEC)と気候技術センター・ネットワーク(CTCN)との関係明確化；TECの追加機能；移転前、移転途中、移転後の技術の環境面の評価；南・南協力関係の改善。

資金に関し、AWG-LCA議長のTayebは、締約国から次の問題が提起されたと指摘した：2012年と2020年間の資金的ギャップ；資金面のギャップと緩和および野心度ギャップに関する議論との結び付き；長期資金へのアクセスおよび資金源の明確化；早期開始資金の透明性；早期開始資金での学習事項および中期資金と

のリンク；グリーン気候基金(GCF)とCOPとの関係；GCFの資本化；支援のMRVに関するバリ行動計画マンドートの遵守；隔年更新報告書に対する資金供与；隔年更新報告書への支援のMRV；NAPsへの資金供与。

キャパシティビルディングに関し、AWG-LCA議長のTayebは、ギャップとして特定されたものにはモニタリングおよび実績指標ツール、制度アレンジ、資金アレンジなどがあると述べた。同議長は、締約国に対し、市場経済への移行途中にある附属書 I 締約国に関する決定書が何を求めているかに焦点をあてるよう求めた。

AWG-LCA議長のTayebは、締約国は提起された問題の審議に反対はしていないが、今後の議論の進め方については異なる見解を表明したと指摘した。同議長は、重複を避けるため関連組織の議長と協議した。

国別適応計画 (SBI) : 午前中、オブザーバーにも開放された非公式協議が開催され、締約国はNAPに関する文書草案について 議論した。

締約国は、文書の中で強めるべき分野を特定した、この中には、NAPプロセスを支援する活動およびプログラム、LDC専門家グループの役割が含まれた。

一部の締約国は、COP 18までにNAPプロセスに対するLDC基金からの支援の運用を開始するとして文章を提案した。

締約国は、LDC締約国でのNAPプロセスに対し、LDC基金など二国間および多国間のチャンネルを通して支援するとの記載強化について議論した。

午後も非公式協議が続けられる。

農業 (SBSTA) : 午前中の農業に関するコンタクトグループ会合において、締約国は、SBSTA結論書草案を検討した。

特に次の点について締約国の見解は分かれた：現在の科学知識の状況を評価する目的の表現方法、および農業部門での緩和の機会および課題に関するワークショップ(FCCC/AWGLCA/2009/CRP.2)およびテクニカルペーパー (FCCC/TP/2008/8)に言及するかどうか。

ボリビアはG-77/中国の立場で発言し、適応に関する表現がないことに異議を唱え、フィリピンと共に、この言葉はこれまでの議論の中では「多く利用」されていると付け加えた。米国は、適応面の懸念に対応することへの支持を表明したが、この問題に作業の焦点を絞ることには反対した。

一部の途上国は、農業システムでの効率や生産性に関する表現の削除を提案したが、米国 は反対した。改定文書が作成される。

適応基金の初回レビュー (SBI) : 適応基金の初回レビューに関するコンタクトグループは、午後に会合した。

議論が集中したのは、資金に関する問題の文書草案であり、草案は次の点に留意する：締約国の見解および適応基金の初回レビューに関する提出文書；暫定的制度アレンジに関係するものなど締約国が提起した問題；資金の利用可能性。

締約国は、適応基金理事会、GEF、CDM理事会が求める資金情報のタイプの決定、およびこの情報の提供に関するマンデートなどの問題に焦点を当てた。

情報に関するパラグラフおよび初回レビューの成果に関する決定書草案のタイミングに関するパラグラフの2件は保留のまま残された。交渉が続けられる。

多様なアプローチ (AWG-LCA) : 午後、多様なアプローチに関するAWG-LCAスピノフグループは、最初の会合を開き、オブザーバーにも開放した。

締約国は、市場を用いた機会など、多様なアプローチを審議する枠組に関し作業計画を作成し、新しい市場ベースメカニズムのための規則および手順を推敲する作業計画の実施を検討した。

締約国は、特に、根幹となる要素や、ドーハ会議までに何をなすべきかについて議論するよう求められた。一部の締約国は、作業構成に関する問題を提起し、この中には関連の会合期間中ワークショップの成果を反映させる方法などが含まれた。

米国は、国家レベルで実施される多様なアプローチを指摘し、日本およびニュージーランドの支持を受け、炭素ユニットの各国間の移動を追跡すべきだと指摘したが、グレナダと中国は反対した。グレナダは、何を追跡する必要があるかを最初に検討すべきであり、そのあとに排出削減目標達成のために利用できるものは何かを検討すべきだと述べた。

交渉が続けられる。

技術 (SBI/SBSTA) : 一日中続けられた非公開の非公式協議で、締約国は、次の3つの問題に関する文書草案を検討した：CTCN；TECの報告書；技術移転に関するポズナニ戦略計画。

CTCN関係の問題について、締約国は、ホスト組織の絞り込みリストおよびホスト合意の要素など交渉プロセスの詳細について議論し、プロセスでは透明性が必要だと強調した。

TECの報告書に関し、締約国は、TECの作業計画の内容、および条約の内外における他の関連する制度アレンジとの結び付きについて議論した。

ポズナニ戦略計画に関し、締約国は、ポズナニ戦略計画の長期の実施では適応プロジェクトと緩和プロジェクトとのバランスを確保する必要があると繰り返し、より多くの適応プロジェクトを推進するための手法について議論した。

非公式協議は夕方も続けられた。

セクター別アプローチ(AWG-LCA)：午後、セクター別アプローチおよびセクター別行動に関するAWG-LCAのスピンオフグループは最初会合を開催した。

締約国は、決定書 2/CP.17 (AWG-LCAの作業成果)を踏まえた進行方法について審議した、この決定書では、国際航空輸送および海上輸送による排出量に対処するための一般枠組作成に向けた作業および関係問題に関する作業を継続することで合意する。締約国は、ドーハでAWG-LCAの作業を終了させるとのマンデートに照らし合わせ、作業をどう終わらせるか、進めるかについても議論した。

EUは、一般枠組みおよびバンカー燃料を議論する意思があると発言し、中国の支持を受け、作業のこの分野をSBSTAに移すことに反対した。ブルキナファソはアフリカグループの立場で発言し、いかなる行動も条約および議定書の原則に沿ったものであるべきだと強調し、中国、日本、アルゼンチンもこれを支持した。

南アフリカは、IMO、ICAO、UNFCCCはそれぞれの作業に関する理解を深める必要があると指摘した。インドは、セクター別アプローチに関する作業では多国間アプローチが必要だと強調した。日本は、国際輸送による排出量を審議する上で最も適切な組織はICAOとIMOであると強調した。米国はカナダの支持を受け、IMOおよびICAOは専門性の高い独立組織であり、それぞれ独自の指導原則を有しており、条約の原則を適用するには限界があると指摘した。アルゼンチンは、セクター別アプローチに関する作業が、途上国の新たな約束をもたらすことがあってはならないと強調した。

非公式協議が続けられる。

対応措置 (SBI/SBSTA)：午後の対応措置に関する合同SBI/SBSTAフォーラムで、締約国は、作業計画の運用開始方法に関する最初の提案を記載する表について検討した、この表では次の概要が示される： 作業計画の分野；各分野について審議する会合および年度；各分野での行動および実現可能なもの。締約国の意見を考慮し、表の改定版が作成される。

廊下にて

ボンの晴れた暖かい日曜日を満喫した参加者は、月曜日、交渉への活力を取り戻して会議場に戻ってきた。多数が出席した非公式協議の中には、参加者の適応性を真に試す場面があった。「人がどれだけ適応できる



かには限界がある」と、ある参加者は適応やNAPsの交渉を行う部屋のスペースの不足について冗談をとばしていた。

実際、スペースの欠如の問題は、思索のスペースを含む、会合の他の分野にも及び、またもや野心という重要な問題で占められてしまった。今回、一部途上国が実施方法も対象とする広範なものにするよう主張するまで注目されたのは、一日中開催されたADPワークショップであり、これには初め「緩和野心の強化」という表題が与えられた。数名の参加者は、ワークショップの主題に「幾分意外な」重要性があったのは、ADPの作業範囲に関する反応の敏感さを示すものだと説明した。

このイベントでは、野心問題が全般的なテーマとなり、このことは、締約国が2020年よりはるか前にもさらなる野心的結果を達成すべきとあらためて告げた科学プレゼンテーションでも明らかであった。多数の途上国が繰り返し発言したため、2020年より前の緩和野心ギャップはAWG-LCAとAWG-KPの両方にとっても関連性の高いものとなった。しかし、ADPにおいては相当に意見対立が残り、この日一日を通して議題の議論が報じられ続けた。参加者によると、一部の途上国は、緩和野心に関する作業計画という項目の削除を主張し続けたが、他のものはこれを残すよう論じ、この項目はダーバンパッケージで重要な役割を果たすと強調した。あるインサイダーは「何が違うかという、AWG-LCAやAWG-KPは先進国に2020年以前に重要性を与えるが、ADPは全ての締約国に向けたものであると義務付けられていることだ」と説明した。

他の分野ではありがたいことに、あるものが「緊張」と表現したADPよりは雰囲気は暗くなかった。セクター別アプローチに関する非公式協議は打ち解けた雰囲気であり、議論を和らげるよう、バタークッキーまで出された。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafeo, Cherelle Jackson, Elena Kosolapova, Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), and the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU). General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - May 2012 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.